

農学研究科・農学部へのご寄附について

1. 名 称 京都大学農学研究科附属農場基金

2. 目 的

京都大学農学研究科附属農場基金として、附属農場における研究施設・設備の充実とその周辺整備、産学連携の体制整備及び運営の活性化のための事業を行います。

3. 期 間

随時受け付けます。

4. 寄 附 額

1口 1千円（口数にかかわらず受け付けます。）

5. 事業計画

- 1) 研究関連施設・設備の整備・充実
- 2) 産学連携の推進
- 3) 運営の活性化

6. 寄附金の形式と寄附金の申込・払込方法

1) 寄附金の形式

京都大学に寄附金として納付され、「京都大学寄附金事務取扱規程」（平成 16 年達示第 99 号）の規程により経理されます。免税措置については、下記の基準により個人又は法人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

個人による寄附

①所得税の控除

所得税の寄附金控除(所得控除)を受けることができます。(所得税法第 78 条第 2 項第 2 号)

②住民税の控除

一部の地方団体において、翌年度分の住民税の寄附金税額控除を受けることができます。(お住まいの地方団体が本学への寄附を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している場合に限ります。)(地方税法第 37 条の 2 及び第 314 条の 7)

本学を条例指定している地方団体については、お住まいの市区町村にご確認頂くか、本学ホームページにてご確認ください。([京都大学基金ホームページ](#)・トップ→ 税制上の優遇措置 — 2. 住民税))

③相続税の非課税特例

相続税の申告期限までに相続または遺贈により取得した財産を寄附したときは、相続税は非課税となります。(租税特別措置法第 70 条)

法人による寄附

寄附金額の全額を損金に算入することができます。(法人税法第 37 条第 3 項第 2 号)

(注 1) 所得税の控除を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書にこの領収証書を添えて所轄の税務署へ提出してください。(この確定申告で、住民税の寄附金税額控除の申告も同時に行うことができます。お住まいの市区町村への申告は不要です。)

(注 2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、所定の寄附金税額控除申告に必要訂項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

2) 寄附金の申込方法

寄附金申込書（農場基金）アンダーライン個所に記載・押印のうえ、ご送付願います。

3) 寄附金の払込方法

ご寄附をお申し出いただいた後、京都大学より送付します「寄附金振込依頼書」により、銀行からお振り込み願います。

7. 寄附金に関する問合せ先

京都大学北部構内事務部経理課運営費・寄附金掛

住所 〒606-8502 京都市左京区北白川追分町

電話 075-753-6419

FAX 075-753-3623

E-mail a60unneihi2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (*→@)

令和 年 月 日

寄附金申込書(農場基金)

京都大学農学研究科長 殿

郵便番号 _____

住 所 _____

ふり がな
氏 名 _____ ㊞

(法人にあつては、法人名及び職・氏名)

電話番号 _____

Eメールアドレス _____

(必須ではありません)

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄附金額 金 _____ 円

2. 寄附の目的

附属農場における研究施設・設備の充実とその周辺整備、産学連携の体制整備及び運営の活性化のため※

※ 農学部教育研究基金にご協力いただく場合、教育研究基金を目的とする申込書の提出をお願い申し上げます。

3. 寄附方法

附属農場基金に直接寄附

京都大学基金経由で附属農場基金に寄附※

※ 京都大学基金経由でご寄附される場合、ご寄附額の3%が京都大学基金へ充当され、京都大学基金のご寄附者特典の対象となります。

4. 農学部ホームページへのご芳名の掲載可否等

寄附金をご入金いただいた方のご芳名を農学部ホームページに掲載いたします。掲載の可否等について、下の回答欄へチェックを入れてご教示ください。

可 (上記氏名と同じ・ その他 (_____))

否